

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	北九州市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/toshi-juutakukanri.html">http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/toshi-juutakukanri.html</a>

執行機関名 北九州市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	北九州市営住宅条例(平成9年条例第34号)による市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの(その他住宅のうち公営住宅に準ずる住宅)
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北九州市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第56号)別表第2 第32の項 北九州市営住宅条例(平成9年条例第34号)による市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法第1条	北九州市営住宅条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、 <u>国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</u>	北九州市営住宅の設置、整備基準及び管理について必要な事項は、 <u>法令に定めるところによるほか</u> 、この条例の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		北九州市営住宅条例(平成9年条例第34号)